

# 平成20年度の 年金額のお知らせ

平成20年度の年金額については  
据え置きとなります。

年金額に変更がない場合は、  
年金改定証書を送付していません。

総務省から平成19年平均の全国消費者物価指数が公表されました。物価変動率は、前年比0.0%でした。一方名目手取り賃金変動率は前年度比マイナス0.4%となりました。

原則として、新規裁定者の年金額については、名目手取り賃金変動率を基準として改定され、既裁定者の年金額については、物価変動率を基準として改定される仕組みとなっています。

しかしながら、本年度のような場合については、新規裁定者の改定率が既裁定者の改定率を下回らないように、新規裁定者、既裁定者いずれも物価変動率を基準として改定されることとなります。

平成20年度は、物価変動率が0.0%であったため改定率は0.0%になり、年金額については、平成19年度と同額となります。

## 共済事業説明会『平成20年度制度改正等について』を開催しました

去る平成20年5月15日、奈良県市町村会館8階大会議室にて「共済事業説明会」を左記日程表のとおり開催しました。

この説明会では、各所属所の共済事務担当者の皆さまにご参加いただき、平成20年度の事業概要と主な改正点等について説明を行い、制度改正等で複雑になる共済制度と円滑な事務についてのご理解とご協力をお願いしました。

また、説明会当日は公務ご多忙中にもかかわらず、多数の共済事務担当者のご出席をいただきました。ありがとうございました。

今後も組合員とその被扶養者の皆さまに共済制度が十分普及できますよう、より充実した説明会となるよう努めます。



時間	内容
13:00~13:10	受付
13:10~13:15	開会
13:15~13:35	事業計画概況
13:35~14:15	短期事業等について
14:15~14:25	休憩
14:25~15:05	平成20年度の年金事業と制度改正について
15:05~15:45	福祉事業の改正について
15:45~15:55	休憩
15:55~16:10	共済事務ヘルプ(2008.04)改正版について
16:10~16:20	『四季の宿やまと』について
16:20~16:30	質疑応答
16:30~16:35	閉会

ご協力お願いします

### 被扶養者の資格継続調査を実施します

毎年、被扶養者資格の調査を行っています。これは被扶養者として認定されている方が、今後も継続して認定し得る要件を備えているかどうかを確認するものです。

平成20年7月1日を基準日として、被扶養者として認定している方について調査を実施しますので、該当する組合員の皆さまは、ご協力をお願いします。  
●実施時期：平成20年7月1日から同年9月末日までです。

●調査対象者：被扶養者で、平成20年5月1日現在、扶養手当の支給対象になっていない方です。

●調査対象期間：平成18年12月31日以前に認定した方は、平成19年1月1日から基準日（平成20年7月1日）までの期間。平成19年1月1日以降に認定した方は、認定日から基準日までの期間です。

●調査方法：「被扶養者資格確認届書」を所属所の共済事務担当課を通じて、調査対象者を被扶養者としている組合員に配付します。必要事項を記入のうえ関係書類を添付し、記名捺印のうえ、各所属所の指定期日までに共済事務担当課へ提出してください。

共済組合で提出書類を審査した結果、当該被扶養者が資格の要件を欠いていた場合は、共済事務担当課を通じて連絡いたしますので、「被扶養者取消申告書」を提出してください。また、さかのぼって認定を取り消した場合、その間に受診した医療費や受給した給付金については返還していただきます。